

12 女性の自殺対策を更に推進する

妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点も踏まえ、女性の自殺対策に取り組めます。

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 妊産婦への支援の充実	① 妊産婦に対する相談支援体制	219
	◇ 市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援【再掲】	219
	◇ こころといのちの地域医療支援事業【再掲】	219
(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	① 女性に対する相談支援	220
	◇ 女性電話相談室	220
	◇ 女性に対する自殺対策に関する相談窓口の周知【再掲】	220
	② 女性労働者に対する支援	221
	◇ 女性のためのキャリアカウンセリング	221
	◇ 女性のための労働相談	221
(3) 困難な問題を抱える女性への支援	① 配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力被害者等への支援	222
	◇ 配偶者等暴力相談【再掲】	222
	◇ かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」【再掲】	222

(1) 妊産婦への支援の充実

① 妊産婦に対する相談支援体制

【現状】

- ・ 産後うつ予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月等出産後間もない時期の産婦に対する母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等の重要性が指摘されています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で、感染を防ぐために里帰りが出来ないことや、医療従事者や家族らのサポートが受けられなかったこと等により、産後の不安が増大した可能性があります。
- ・ 産後のうつ等を予防するため、市町村が実施する妊娠期からの切れ目ない支援の体制整備に向け、県では、市町村等関係機関との連絡調整会議、保健師等の専門職の人材育成、市町村への情報提供等を実施しています。

【課題】

- ・ 産後のうつ等を予防するため、県は、全市町村が妊娠期からの切れ目ない支援体制を構築するよう、体制整備に向け支援していく必要があります。

【施策】

◇ 市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援【再掲】

県では、市町村が実施する妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備に向け、情報共有のための連絡調整会議、保健師等の研修会、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。

◇ こころといのちの地域医療支援事業【再掲】

内科等の身体科の医師が患者のこころの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を習得する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の継続的な実施に取り組みます。

(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

① 女性に対する相談支援

【現状】

- ・ 県立女性相談所の女性電話相談室では、夫婦間、親族間のトラブルや、本人または家族の病気など、女性からの様々な相談を受け付けており、その結果、必要に応じて各専門窓口を案内しています。
- ・ 県内の女性の自殺者数は横ばい状態にあり、自殺者数に占める女性の割合は増加傾向にあります。

【課題】

- ・ 様々な悩みを抱えている女性自身の解決の糸口として、誰でも相談しやすい電話相談窓口を引き続き運営する必要があります。
- ・ 女性に対する自殺予防に関する普及啓発や、相談窓口の周知に取り組んでいく必要があります。

【施策】

◇ 女性電話相談室

経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送るうえで起こる様々な問題を抱える女性からの相談を受けています。

◇ 女性に対する自殺対策に関する相談窓口の周知【再掲】

定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことで、顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師・美容師と連携し、相談窓口を案内するリーフレットを配布する取組みを実施します。

② 女性労働者に対する支援

【現状】

- ・ 神奈川県では、働いている女性や働くことを希望する女性が、ライフステージに合わせた自分らしい働き方を実現できるよう、女性の就業支援事業に取り組んでいます。
- ・ 働く女性が職場で直面するさまざまなトラブルや疑問、不安などに女性相談員がお応えする取組みを実施しています。

【課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の雇用に対する影響として、女性の比率が高い非正規雇用労働者や対人サービス業に対し特に深刻な影響を与えていることから、女性労働者の支援に引き続き取り組む必要があります。

【施策】

◇ 女性のためのキャリアカウンセリング

かながわ女性キャリアカウンセリング相談室において、国と連携し、女性カウンセラーによるキャリアカウンセリングを実施し、女性の就職活動を支援します。

◇ 女性のための労働相談

働く女性が職場で直面するさまざまなトラブルや疑問、不安などに女性相談員がお応えする取組みを実施しています。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

① 配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力被害者等への支援

【現状】

- ・ 配偶者等からの暴力（DV）は被害者の心を深く傷つけ、被害者が自らの命を絶つこともあります。
- ・ 令和3年度に県の配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談件数は5,410件でした。
- ・ 性犯罪・性暴力は心身に大きなダメージを与えますが、多くの方は、誰にも相談できず、ひとりですらい思いを抱えます。

【課題】

- ・ 配偶者等からの暴力の被害者が適切な支援を受けられるようにすることが必要です。
- ・ 性犯罪・性暴力に関する相談支援を行い、心のケアなど必要な支援につなげていく取組みを引き続き行う必要があります。

【施策】

◇ 配偶者等暴力相談【再掲】

配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。

◇ かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」 【再掲】

「かならいん」では、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方からの相談を受け、必要に応じて医療機関の受診や専門家によるカウンセリング、法律相談などを行います。